

第二十六回国会
衆議院

大蔵委員會議録第三十四号

昭和三十三年五月七日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君
理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君
理事小山 長規君 理事高見 三郎君
理事藤枝 泉介君 理事平岡忠次郎君
理事藤枝 忠雄君 理事大平 正芳君
理事奥村又十郎君 理事杉浦 武雄君
理事内藤 友明君 理事古川 丈吉君
理事坊 秀男君 理事石野 久男君
理事石村 英雄君 理事石山 權作君
理事神田 大作君 理事久保田鶴松君
理事竹谷源太郎君 理事田万 廣文君
理事前田榮之助君 理事横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君
大蔵事務官 (主税局長) 原 純夫君
大蔵事務官 (管財局長) 正示啓次郎君
委員外の出席者 専門員 椎木 文也君

四月二十七日

委員吉川久衛君及び春日一幸君辞任につき、その補欠として竹山祐太郎君及び武藤運十郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹山祐太郎君辞任につき、その補欠として吉川久衛君が議長の指名で委員に選任された。

五月六日
委員武藤運十郎君辞任につき、その

補欠として石山權作君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員横路節雄君辞任につき、その補欠として前田榮之助君が議長の指名で委員に選任された。

四月三十日

運動具に対する物品税撤廃に関する請願(古川丈吉君紹介)(第二九六〇号)

の審査を本委員会に付託された。

五月六日

奄美大島産砂糖消費税撤廃に関する陳情書(鹿児島県村議会議長会長高野季信)(第八三五号)

大蔵煉乳用砂糖消費税免税措置存続に関する陳情書外四十五件(新潟市川岸町一の五三社団法人新潟県畜産会長木原正雄外五十一名)(第八三八号)

公営簡易火災保険事業実施に関する陳情書(東京都議会議長中西敏二)(第八八〇号)

中小企業資産再評価税免除等に関する陳情書(高知市帯屋町九八高知県中小企業等協同組合中央会長服部久吉外二名)(第八八九号)

北海道労働金庫に対する政府資金導入に関する陳情書(北海道議会議長荒哲夫)(第九〇一〇号)

企業担保法制定に関する陳情書(東京都商工会議所会頭藤山愛一郎)(第九一二号)

姫路港開港促進に関する陳情書(姫

路市議会議長望月秀雄)(第九一六号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)(参議院送付)

○山本委員長 これより會議を開きます。

国有財産法の一部を改正する法律案及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の両法律案を一括議題として質疑を行います。質疑は通告順にこれを許します。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 ただいま議題となっております国有財産法の一部を改正する法律案の内容について、一応お尋ねを申し上げます。中央審議会及び地方審議会においては、中央と地方に通じての国有財産処理に関する審議を設けられることになっておるのであります。これに類した法律といたしまして、旧軍港市転換法が議員提出案として制定されておるのであります。この特別法の審議案も、同じく国有財産の処理に関する案件を審議いたすことになっております。従って本国有財産法の審議案と旧軍港市転換法という特別法の審議案とは、同じ国有財産の審議を行うのであります。一般法の審議案と特別法の

審議案とをどういうように政府は取り扱おうとされておるのか。普通でありますならば、特別法が優先する。またさきに制定された法律案よりもあとに制定された法律案が優先する、こういうことについてはちよつと複雑な関係になっておりますが、この際これを明らかにしていただきたいと思いますのであります。大蔵省はいかなる見解をもつてこれを処理されるお考えなのでございましょうか。

○正示政府委員 お答え申し上げます。ただいま前田委員の御指摘の旧軍港市転換法の審議案は、同法第六條に規定するところでおございまして、この条文に明らかでございまして、旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に「云々」とございまして、これはすべて同法の四條、五條に規定するところの旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に關しといたすことになっておることは、条文上明らかであります。従いまして、旧軍港市転換法に定むる審議案は、いわばこれらの特別の財産についての審議でございます。お話しすの通り、国有財産法が一般法でございますが、これに対する特別法による審議会であることは明らかでございます。これに關しまして、国有財産法第一條には、国有財産の管理、処分等については「他の法律に特別の定めのある場合を除く外、この法律の定めるところによる」というふうには、はっきりと規定いたしておるのでございまして、特別法が優先することは申し上げるまでもございせん。大蔵省といたしましても、この法律の定めるところによる国有財産の処理に關しましては、旧軍港市転換法に定むる審議会に付議をいたしております。すなわち今回お願いをいたしておりますところの国有財産法中一部改正による審議会の付議事項から、この特別法による付議事項は当然除かれまして、趣旨相犯するところない、かように考えておる次第でございます。

○前田(榮)委員 大体御意見は了解できたのであります。旧軍港市転換法が処理する軍用財産、国有財産に關しては、旧軍港市転換法が優先するといふことでございまして、従つてこれらの国有財産については、新しく制定される国有財産法の一部を改正する法律案の審議会へはかけない、こういうように了解して差しつかえございせんか。

○正示政府委員 その通りであります。

○山本委員長 次に石山權作君の發言を許します。

○石山委員 国有財産法の一部を改正する法律案につきまして二、三御質問申し上げたいのですが、私、昨午当委員会の委員を勤めるとき、夏でございまして、浅香委員を班長といたしまして、北九州の大蔵省関係の行政を視察したことがございまして、そのとき私の方として報告書の中で、税務に關しては、末端では非常に一生懸命やっておりますけれども、密造摘発の費用

でもございせん。大蔵省といたしましても、この法律の定めるところによる国有財産の処理に關しましては、旧軍港市転換法に定むる審議会に付議をいたしております。すなわち今回お願いをいたしておりますところの国有財産法中一部改正による審議会の付議事項から、この特別法による付議事項は当然除かれまして、趣旨相犯するところない、かように考えておる次第でございます。

○前田(榮)委員 大体御意見は了解できたのであります。旧軍港市転換法が処理する軍用財産、国有財産に關しては、旧軍港市転換法が優先するといふことでございまして、従つてこれらの国有財産については、新しく制定される国有財産法の一部を改正する法律案の審議会へはかけない、こういうように了解して差しつかえございせんか。

○正示政府委員 その通りであります。

○山本委員長 次に石山權作君の發言を許します。

○石山委員 国有財産法の一部を改正する法律案につきまして二、三御質問申し上げたいのですが、私、昨午当委員会の委員を勤めるとき、夏でございまして、浅香委員を班長といたしまして、北九州の大蔵省関係の行政を視察したことがございまして、そのとき私の方として報告書の中で、税務に關しては、末端では非常に一生懸命やっておりますけれども、密造摘発の費用

には大へん欠けるものがあるということとを報告しております。それから財務関係に關しては、非常に一生懸命やっているように見えます。これまたおのおの部課において異なった資料を出す、つまり熊本と北九州とでは資料の根拠の点が違ふ、こういうような点を指摘して、正確な経済運営をなすには、正確な同一基準のもとで資料が提出されて、それを検討した結果でなければならぬはずなのに、肝心なものの数字をいじっている大蔵省としてはけしからぬ、こういうような点の一つ。もう一つ指摘したのは、国有財産の管理に關する仕方が非常にまずい。ことに国有財産管理について、はなはだ納得のいかぬ点があるということが強調されたわけでございます。その報告書は当委員会でも説明をされ、大蔵当局にも届いているわけでございますが、きょうの国有財産法の一部改正に關する中で特に私が申し上げたい点は、どんな法律をお作りになつても、實際われわれが一生懸命ここで論じていることを、当局がほんとうに誠心誠意で活用しなければ何ら成り立たないというふうに思われるわけであります。私たちはその当時どういふことを申し上げたかといふと、不当な価格の払い下げが行われておつたということでございます。不当に高いのはございませぬよ。だれが考えてもこれは大へんに安いという価格のもとで土地建物の払い下げが行われていたという点を事例をあげて申し上げたわけでございす。それからもう一つの点は、払い下げ金額回収に關してはなはだ不届きである、こういう点でございまして、これは、御承知の通り分割納入を認めて

いるものですから、払い下げの物件によつては、納入の半ばにおいて払い下げ物件が影も形もなくなるという現象でございす。当時は非常に鉄などが高かつたために、船あるいは工場の建物はスクラップとして売つた方がうかつておつたという時代でございまして、私たちがまたまた見たのが、船を對象にした払い下げでございまして、これが分割納入を認めたために、納入の半ばにおいて船というものが影も形もなくなつちやつた、そうして納入しない。これを取り上げようと思つたけれども、相手方がない。そうして、特にここにおられる淺香班長から指摘された点は、その当時の人が転勤してしまつていなくなる。それで、つかまへようと思つたら広島かどこかの局に転任している。それをぐるぐる回つていふうち、結局当時の回答は、私今出ていないというふうな記憶でございます。こういう事例をたくさん見えますと、どうも国有財産の管理は、私たちが口をすっぱくして言つてもなかなかうまくいっていないのではないかと、そのためにこの法律をお出しになつたといふばそれまでなんです、あなたがかわりになつたわけでございますが、その後当委員会に報告され、そして御忠告申し上げた点があなたの手元になつた形で集約されているか、一つお聞きしたいと思ひます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。国有財産の管理処分につきましては、先般当委員会の委員の方々に九州地区について御視察をいただきました、いろいろ御忠告をいただきました点、まことに私どもとしては感謝いたしております。またその場合のみならず、当委員会におきましても、たびたびいろいろと御意見を拝承いたしました。また決算委員会、あるいは行政管理局の報告、あらゆる機会におきまして、われわれは率直に反省をいたして参つたのであります。

御注意の趣旨をいかにわれわれとして実行に移したかという御質問でございますが、この点につきましては、御承知のように、昨年の四月、大蔵省は国会の御意見等になおに耳を傾けまして、閣議決定をもちまして、国有財産審議會を中央・地方に設けた次第でございす。これによりまして、従来の国有財産の管理処分のやり方に根本的な反省を加へまして、いわば従来ほとんど役所だけの考え方やつておつて——もとより国会の御意見はいろいろ伺つておつたのでございす、が、個々の処分等につきまして、どうも一般の民間の方々の御意見を十分伺つていないというふうな点を御指摘賜つたのであります。そこで、これにつきまして、率直に民間の各階層の方々から、いろいろと有益な御意見を拝承する仕組みを確立いたしましたのであります。これによりまして、処分につきましては、ただいま御指摘のように、まず評価上の制約等がありまして、正式の鑑定を依頼するといふふうな手續が省略されておつたのでございす、重要な財産処分には、必ず民間の權威ある機関に評価あるいは鑑定を依頼する、こういう体制を確立いたしました。さらにそれらの結果を総合いたしまして、財務局長あるいは大蔵大臣が処分をいたします際には、事前に審議會に付議をいたしまして、

て、大体において民間の方々におかれましては、これはもつともであるといふふうな御納得をいただくような体制を確立したのであります。しかしながら私どもとしては、これで十分と申し上げかねるのであります、いわばそれは一つのチェック・システムにすぎないのでありますので、先般初めて国有財産白書というものを公表いたしました。石山委員のお手元にも届いておること存じますが、わが国の敗戦に伴う国有財産のふえ方というものは、全く古今東西に例を見ないのであります、いわば従来膨大な軍用財産となつておつたもの、あるいは終戦に伴う富の財産その他の物納財産といふふうなものが非常に大きなストックとして国有財産の中に入つて参りました。これらの状態がどうなつておるかということを國民の皆様に率直に御認識を願つて、国有財産管理処分につきまして、深い関心と積極的な御協力を御願ひする、こういう態勢に第一歩を踏み出した次第でございす。しかし、これまたいわばほんの着手の段階と申しましようか、かようなことで満足すべきではございせんので、われわれは、今後大体三五年の計画をもちまして、国有財産の實態を正確に把握するといふことを第一義と心得ております。これに必要な予算は、昭和三十一年度予算といたしましてすでに成立を見たのであります。ただこれに必要な法律的な規定が今日の法律の中にございせんので、これを、ただいま御審議をいたしております国有財産法の一部改正の中に所要の規定を設けております。さらにまた先ほど申し上げました閣議決定に基づく審議會では、その権限等につきましても問題がございすので、この際これをはつきりと法制化したいたいただくことを考えまして、これまたただいま御審議中の法律案の中に御願ひをいたしておるような次第でございす。しかしながら今御指摘のように、行政は、法律を作ることでよつてすなわち成るといふわけではございません。法の運用に當るわれわれとしましては、一つ一つの財産を國民の皆方から信託をされておるといふ気持ちに徹しまして、土地、建物、機械の端々に至るまで、十分心してこれを管理処分しなければならぬことは申し上げるまでもないのであります。今後ともわれわれといたしましては、きょうの御意見を十分体しまして、あやまちなくやつて参りたいと思つておる次第でございす。

○石山委員 私正示さんから、そういう大ざっぱな点をお聞きしたかったのではないのでございす。われわれが暑いき中九州まで行つて見てきた点、そうしてこうしてほしいと言つた点、あるいはその後の結果がどういふふうにあるか、あなたとに集約されたかという事実は次の話の糸口にしたかったのであります。私の方であなたに一生懸命やつてきたことが、あなたの方でどういふ形で処理されたかという問題を一つお聞きしたいのであります。

○正示政府委員 ただいま具体的問題に触れず、一般的に申し上げて恐縮をいたしました。あの際御指摘いただきました中国鉄器の問題につきましても、いろいろ問題があつたのでございす、また延納を認めまして、延納代金につきましては、会社所有の土

地建物を担保に取っておったわけでございます。しかるに売却物件が解体をされまして、この点につきまして、債権の確保上問題ではないかという御趣旨の御指摘を受けておったのでございますが、これは土地建物が十分担保にとつてありまして、ただの場合に問題になりましたのは、北九州財務局の管内で処分をいたしたのであります。この担保物件は広島、すなわち中国財務局の管内にあつたわけでありまして、この点について、御指摘によりまして、さっそく西財務局長に指示をいたしまして、この債権を北九州財務局から中国財務局に一種の管理がえ、管轄がえをいたしまして、中国財務局長みずから債権を確保することにしたのであります。ついでながら申し上げますが、当時債権管理法等の御審議をお願いいたしておりました、この点も新しく法律として御制定をいただきました。これが今日債権の管理上非常に役に立っておりますわけでございますが、われわれといたしましては、この土地建物の担保価格というものを再検討いたしました。債権の確保にいわば十分間に合つておるわけでございます。その中で、これを一挙に売り払つて確保するか、あるいは事業の計画というものとにらみ合せまして徐々に確保するかという点について、慎重に審議をしたのでございますが、たまたま先ほど申し上げました債権管理法の御制定もございましたので、その法律の定むる境界におきまして最も有効な管理の手続をとるといふことに決定をいたしました。その線に従ひまして、目下中国財務局において債権の確保に努めておるような次第でございます。御指摘

の点は、われわれとしては十分その御趣旨を生かしてやっておりますつもりでございます。

○石山委員 私は、そういうふうに一生涯懸命やっていると云うふうな了解をしないのですが、そういうふうにならぬ点がまだたくさんあるのではないかと。たとえば、私不当という言葉を使つたのですが、大へんに安い価格で払い下げた、その是正という面が、ちつとも現れていないのではないかと。それからもう一つは、そういうふうにあなたの方で集約されたとするならば、なぜ当委員会なり当時のわれわれ視察員に対して報告をなされなかつたのか。私何もこういうことまかいことを申し上げるわけではございませんけれども、われわれが一つの行政上の実績を上げるという問題は、實際は官僚の方々に政治論なんか大きな声で論議していただくためじゃない。實際からいへば、もっと着実に一つ一つのものを積み重ねていくことによつて、私は行政上の実績が上ると思うのです。たとえば、新聞や何かに出たような大問題だけを集中した考え方で行政を行うとするならば、それは、行政上は大へんな欠点が生まれてくるものだと思ふ。むしろ行政の実績というものは、小さなことをこつこつと積み重ねていくところに、行政の実績が上る。特に私は、国有財産のような場合は、一つの官吏としての公僕精神で日本の財産を守るといふこと、もう一つは、強く正義感を持たない限り、国有財産の管理といふことはうまくいかないと思つておるわけです。そういう場面から考えてみますと、当委員会が私たちが論議したことも、私にいわせれば、

軽くないなされたような感じなんです。なぜ今までこちらが質問しなければそれを野放しにしておくのか。ですから、われわれがここで論じている政治論なるものは、皆さんにとっては何だかちよつとうるさいというような感じが受け取つてゐるのではないかと。これが私のひがみであらば大へんありがたいことではございますけれども、結果論からしますと、どうも高級官僚という連中は、そういう傾向があるのではないかと。どうも代議士諸公のいうことはうるさい、いいあんばいに答弁して、こういう傾向がなきにしもあらずというふうな思われるものだから、きょうだけは特にいやみを言つておかないと、事国有財産ですよ、私の財産じゃないですよ、観念論じゃないですよ、法律論でもない、やり方によつては、私たちの持つてゐる財産が失われていくといふことになる。あるいはやり方によつては、特定の人がうんと不当な利益を受けるといふことになりま

を持つておるわけではございません。これは、行政全般を改善していく最もよい御注意と心得まして、十分御意見のあるところを拝承して、十分御意見をまますお答え申し上げます。

は、私どもはすなおに拝聴いたして、個々の事案について調査を進めております。また新しい処分については、先ほど申し上げましたように、一つといへどもあやまちなきを期する次第でございます。あやまちなきを期するにいかんにかすべきかという仕組みをいたしまして、審議会を活用し、また民間の評価機関というものを全面的に活用するべく、必要な予算措置を講じたわけでございます。さうな点において、従来あるいは欠けておつた点があるといひますれば、これは率直におわびを申し上げます。今後の改善の資にいたしたい。お気づきの点は十分御注意いただきますれば、われわれでは調査をいたしまして、善処して参りたいと考えております。

○石山委員 そういふと、何だか代議士さんといふのは、経済も知らない、数字もあまり知らないやつの方だから、おれの方が正しいというふうに聞えてなりません。そうではないでしょう。まず、私あなたに差しさわりのない方へ一つ話を転じてみましょう。こういう事例がある。これは、国税庁と税務関係でありますから、あなたに差しさわりないといつても、できるだけは耳を澄ました方がいゝと思ひますが、こういう点が私どもも不可解なんです。たとえば、ある物件の払い下げをした。ある物件、たとえば財産税を評価した、そのついで問題が起りそうになるという一つの何か風聞が出る。さうしてうるさくなると、御本人をどこかへ転勤させてしまふ。さうして、いざわれが中へ入つて調査をしよう

を、私どもはすなおに拝聴いたして、個々の事案について調査を進めております。また新しい処分については、先ほど申し上げましたように、一つといへどもあやまちなきを期する次第でございます。あやまちなきを期するにいかんにかすべきかという仕組みをいたしまして、審議会を活用し、また民間の評価機関というものを全面的に活用するべく、必要な予算措置を講じたわけでございます。さうな点において、従来あるいは欠けておつた点があるといひますれば、これは率直におわびを申し上げます。今後の改善の資にいたしたい。お気づきの点は十分御注意いただきますれば、われわれでは調査をいたしまして、善処して参りたいと考えております。

○石山委員 そういふと、何だか代議士さんといふのは、経済も知らない、数字もあまり知らないやつの方だから、おれの方が正しいというふうに聞えてなりません。そうではないでしょう。まず、私あなたに差しさわりのない方へ一つ話を転じてみましょう。こういう事例がある。これは、国税庁と税務関係でありますから、あなたに差しさわりないといつても、できるだけは耳を澄ました方がいゝと思ひますが、こういう点が私どもも不可解なんです。たとえば、ある物件の払い下げをした。ある物件、たとえば財産税を評価した、そのついで問題が起りそうになるという一つの何か風聞が出る。さうしてうるさくなると、御本人をどこかへ転勤させてしまふ。さうして、いざわれが中へ入つて調査をしよう

となると、大へんに手間取るような仕組みにしてしまう。そうすると、私たちがになりまして、あなた方と違つて部下も何もありませんから、一人でかけずり回つて根柢を失つてしまつて、問題がどこへいったかわからないというような事例が今までたくさんあるようにございます。その事例として、これはずっと前のことだから、そんなに気にかけなければいいのでいいのですが、私も、そういうような問題について、ここで一べん発言したような気がいたしますが、秋田県で一流の財産家がおりました、その財産家が唐突に死亡したわけです。大へんな財産税をとられるわけですが、そのときの問題として、当時は密告制度、報償制度が盛んに行われた時代でございます。そうしますと、最初その金持なる者から出た評価というものが大へん安いものであつた、いろいろ調査をした中において、密告者が現れた。その密告者は、結果的に言えば、主人を裏切つたとか何とかという言葉もあるいは言えるかもしれないけれども、本人はその使用人でございました。しかしあまりにも隠匿財産が大きいというので、一つの正義感から密告をした。当時は報償制度があるわけですから、当然報償をもらへると思つた。で、その額を算定していきまして、当初本人から出た額と比べますと、問題にならないほどの大きな額でございす。しかしそれを税務署は、その通り受け入れるかと思つた、そうではなかつた。前に本人が出した数字よりは高まつたけれども、密告された数字から見ますと、大へんに安い数字で財産税

を処理したという経緯がある。それで、密告した側から見れば、当然報償がもらえるだろうというふうな再三交渉をしたという経緯がある。そのうちその交渉に當つた係長級なる者が、たとえば仙台の方に転勤をした、それで一向らちがあかぬ。密告した本人は汽車賃をかけて行くわけでございますが、そのときには、汽車賃とか、一人の御苦労程度は紙に包んで出すという形態だつたそうです。しかし本人から言わせれば、主人に反対の弓矢を引いて、国家のために奉仕しようというふうな考えから出たものだから、そんな金ではちよつと引き下れない。何だかんだしているうちに、主人との関係がうまくいかないために、双方とも、首にしたのか職を辞退したのか知らないけれども、別れてしまつた。今になりまして考へてみますと、どうも意識的にやつたと思ふのです。悪く言えば、その当時の世評を取り上げてみまうと、その係長なる者は、つまり評価額をうんと安くして、財産家からはうんとお礼をもらつたんだらうという一つの評判。もう一つは、危なくならなかつたから、——最初の評価額よりも税務関係としては多額の納税をさしたわけ、スパイを使つてやつたのだから、その係長としては腕がいいということになります。財産家からはうんと喜ばれ、上長からは腕のいい係長だ、そういうわけで仙台に栄転をした。残つた密告した者は、主人からは首を切られて、報償金はもらへない、こういう一つの事例が私の身辺にあるわけでございます。ですから何か問題を起して、——私さつきひがみで言つたのではないのですが、問題を起して、皆

さんに提示しても、それがぐるぐる回つて、しまひになると、いわゆる官僚の大機構の中に消えていくというのが今までの例なのです。ですから、私いつまでも食ひ下るわけではございませんけれども、そういう例のためにいろいろ問題がある。これは何も税務署だけではない、財産管理、払い下げの問題でも、こういう引例がなされるべきものだと思ふ。そういう事例を私は聞いておる。これが皆さんの言うように、今の法律の一つの根柢をなすのかもしれません。実際その通りだと思ひます。しかしこの法律が出て、その官僚機構の中で実際に誠意をもつてやるという気がまねがないのでは、特に金銭と密接な関係のある財産保持の場合には、あなたは担当局長として、ただ一べん、一生懸命やりますとか、まじめにやりますとかいうだけでは、私は通り抜けることができないと思ふ、過去の事例がありますから。この法律を見てみますと、つまり国は国の、あるいは地方は地方の有識者等をまじえた一つの審議会を作る、そういうふうなところにならぬいがあるかもしれないが、そのみによつて上手にうまくいくという点があります。

○正政府委員 ただいま税務行政の事例を御引用になりました、官吏の更迭と責任の所在といふような問題にお触れになつたわけでございますが、この点は、われわれといたしましては、先ほどもお答え申し上げましたように、法律上の官庁の権限なり責任というものは、はっきりいたしておるわけでありまして、たとい係官が更迭いたしましうとも、処分権は税務署長なり財務局長といふことははっきりいたしておるわけでありまして、その権限と責任といふものは、これはどこまでもはつきりしておる。従つて先ほど御引用になりましたような事例におきまして、あるべき姿にお通しいただきまして、あるべき姿に御追及を願うということとは、むしろ望ましいのではないかと、こういうことだけを申し上げておきたいと思ふのであります。

次に、審議会を作ることによつて万全安心できるのかという御趣旨でございますが、この点は、先ほど申し上げましたように、私もそれはそう考へておりました。審議会と申すのは、いわば一種の諮問機関でございます。行政を適正にいたしますための一種の補助的な役割をいたすのであります。しかしながら行政は、どこまでも今申し上げた、法律によつて定められた権限と責任を持ったものが、全責任をもつてこれを処理いたすことは当然でございます。従つて、たとへば国有財産に關します限り、その実体を把握いたしまして、また処分に當りましては、一切の必要な資料をととのえまして、万全の判断をなす体制を確立しなければならぬ、こういう意味から実地調査に關する規定、先ほど申し上げましたような、それに必要な予算措置、さらにまた行政を適正に行ひますために、民間の必要な機関に鑑定を依頼するための必要な予算、さらにまたみづから調査に至る旅費その他の経費といふようなことで、全体の条件を整えておるわけでありまして、審議会は、いわば行政を責任をもつて処理するための一種の補助的な役割といふふうにご承知しておるのであります。どこまでも与えられた責任を、課せられた責任を全うするために必要なあらゆる条件を整備いたしまして、行政の遂行上万全を期して行く、こういうことを考へておるわけでございます。

○漢審委員 関連して……正政府委員に、私から今石山委員から質問をされたことに關して明らかにしておきたいと思ひますのは、昨年の夏九州へ国政調査に参りましたときに、不肖私が班長として参りました関係上、この質問をするわけでありまして、今局長の石山委員からの質問に対する答えの中に、しかるべくこの問題は報告をしたはずであります、この一言が速記録に載つておりますから、私はこの点を明らかにいたしておきたいと思ふのであります。石山委員の質問の要點は、北九州財務局へ参りましたときに、北九州財務局で保管をしておつたかつての軍の船をある業者に払い下げをした。しかもその契約は、五六年の延納という契約であつて、払い下げを受けた業者はこれをスクラップとした。しかし五六年の延納契約であつたけれども、しかし——たしかというところは、私は本日当時の記録を持つておりませんが、あとは少しも納めていない、国へ支払をしていない。これについて、当時保証金を取つたのであろうか。またこの事柄は、中国財務局との関連性もある問題であるので、私も調査をした結果としては非常に遺憾な点があり、不備な点が累積しておる。よつて、これは中央へ持つて歸つて明らかにするということ、現地を引き揚げて参つたのであります。しかる後に当委員会において、石山委員を初めとして、中山委員等からの御質問も

あったのであります。こうしてこの委員

会において、北九州財務局におけるこのスクラップの問題に質疑応答を重ねましたその結果として、局長は善処をするとお答えになったように記憶いたしております。善処は善処であるにいたしまして、報告する義務が私はあると思うのであります。ところが先ほどの答弁では、しかるべき報告をしたはずだということでありましたが、不肖にして私は聞いておりませんが、従って当時調査に参りました責任者として、こういった点だけは速記録に残りますから、明らかにしておきたいと思うのであります。どうぞそういう点に、もう一度局長から御答弁をしておいていただきたいと思ひます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。ただいま昨年度の班長としての浅香委員のお話でございましたが、私の記憶によりまして、たしか大蔵委員会の小委員会というお話を伺ったように記憶いたしております。国有財産に関する小委員会でございますか、そこでお話を伺ひまして、先ほどお話しした中山委員の購入につきまして、特に中山委員からいろいろ専門的なお話を伺ったことをはっきり記憶いたしております。そこでさつき係官に命じて調査をさせまして、これを公けの席ではございせんが、中山委員に持つて参りまして説明をした、これを、先ほど私は報告を申し上げたという形でお答えをいたしましたのであります。あるいはこの委員に報告をしたというふうにお伺ひしたいとされるならば、その点は訂正しまして、中山委員まで御報告申し上げたというのがお答えをした

趣旨であります。

なおただいま重ねて中国鉄器の問題であります。この点も、私は小委員会においてお話をいただきましたが、さつきその委員の方にはお話しを申したつもりでございましたが、これが報告という表現が不適当でございますれば、あるいは非公式に御連絡を申し上げたというふうな答えに訂正をさせていただきますかと思ひます。いづれにいたしまして、先ほどお答え申し上げました通り、その御視察の結果によりまして御注意をいただきましたので、われわれもさつきこれにつきまして調査を進めました結果、先ほどの中国鉄器の問題につきましては、財務局の管轄を違えておりましたので、これは中国財務局の方に管轄を移しまして、それによつて処理されることゝ適當であると考え、さように取り計らつておる次第であります。なお坂ノ市の分につきましては、各方面の資料を整備いたしまして、また会計検査院等とも連絡をとりませんが、先ほど石山委員にお答え申し上げた通りの結論に到達いたしましたので、この点は中山委員にまでお話を申し上げた、かように御了承を賜りたいと思ひます。

○浅香委員 その点はあるいは聞き違ひであつたかと思ひますから、了承はいたしますが、しかし払い下げをいたしました船のその後の処置ということについては、今石山委員からの質問に際して、具体的な御答弁がございせん。この点はどうも少し具体的に御報告できませんか。

○正示政府委員 大体の筋は先ほど私はお答え申し上げました通りに、船自体はスクラップになりましたが、これ

にかかわるところの土地、建物を担保として徴求しておりますので、債権の確保上は差しつかえない。そこでこの担保物件をもとにいたしまして、ただいま債権管理法に基く債権の確保について、中国財務局長が責任を持って処置いたして、こういう筋合ひでございます。それがどういふふうな具体的に代金の徴収をして、収納済みその他がどうなつてゐるかという点につきましては、正確を期する意味におきまして、後刻書類をもつて提出をいたしたいと考えております。

○石山委員 私、先ほど善良な一人の人が、大蔵省に地方の人たちがいい工合に使われてしまつた、その結果、残念ながら今では泣き寝入りをしなればならなくなつた。そういう点は、行政上から見れば大へん小さなように思われるのですけれども、たとえば秋田県、秋田市の一隅だけで、たつた一人の人であるならば仕方ないというふうな意見もある場合は出るかもしれないけれども、おそろくこれは秋田市の一隅だけに起つた問題ではないのではないか。

私は納税の例をもう一つ引きますが、たとえば納税義務者に対して、女の人、特に戦争未亡人のような人が税務署へ行つていろいろ納税のことを聞く、男でもそういう例があります。そうしますと、税務署はどんなことを教えるかという、これとこれとこれとこれは何々の率で納めなければならぬ、こういうふうな親切に教えるわけですから、これは免除になるものだ、こういう例は、何も税務署だけの関係ではないの

ではないか。つまり法の解釈を使うのは行政官のお得意のところだと思ふのですが、二様に使ひ分けて自分だけに有利にする。なぜ自分だけに有利にするかといふと、税務官僚でも何でもそうだと思いますが、一つの仕事の分量を与えられるわけですね、そうすると、仕事の分量に見合うようなやり方をしなければならぬ。それを税務官僚の場合は、納税の義務だけを強調して、免税になる点を、ひた隠しに隠したわけではないのだから、こういうことになるだらうと思ふ。こういうことをいろいろ考へてみますと、私、最近の陳情書が全部正しいものだとは信じておりませんけれども、私の手元にあつて、たまたま私の住んでゐる秋田市、しかも同じ町内にもなるほどのそばに、国有財産払い下げによるところの問題が起きているわけです。それを先ごろ、あなたは四月十九日に陳情を受けたのでございまして、それについて、二日から早川さんという方が調査に来られたのでございまして、そのときに新聞記者団に發表した中で、こういうことを言つておられるのです。引揚更生者のためのマーケットを作るために払い下げられたが、今は目的を果してゐる、引揚者も二、三名しかいない、こういう言い方なんです。しかし、その通り真正面から受け取るならば大へんよろしいのですが、マーケットの中に二、三名しか住めないような方法を講じて、たとえば払い下げを受けた人が何かをやつたとするならば、私は問題だと思ふ。こういうふうな事例を、法律の上でもしそのままとつたり、法律を二様に解釈でやるとするならば、あ

なたたちのやつたことは、地方民に対してはいつでも最善の道を尽したという表現だけで終るだらうと思ふ。決してあやまちを犯したということにならぬ。これは早川さんの言を私聞いてみますと、前任者があまりいい格好で払い下げ問題を処理しなかつたことをかばつてゐる姿なんです。それは同志愛ですから、同僚だからまことにうろわしいことなんです。だけれども、こういううろわしいことだけで身をかはし合ふということが監察官の役目ではない、調査官の役目でもないはずなんです。これをやつてゐるところに、地方民が疑惑を感じてゐる一つの原因があるのではないかと。私ぼんやり言つてみましたけれども、あなたの方でも、おそろくこの陳情書は届いてゐるだらうと思ひますが、この法律を作る一つの原因としては、旧軍の財産がおおむねのウェートを占めてゐるのでござい

ますが、この秋田市の払い下げは、旧百十七連隊の跡地の払い下げなんです。そうしてここで払い下げを受けたのは、いわゆる引揚者の更生のためにこの払い下げを受けたわけなんです。この払い下げの用途としましてはつきり規定されてゐることは、戦災引揚者及び生活困窮者の簡易宿泊所、食堂、住宅、店舗、授産所を設立し、戦災引揚者等の生活更生に資する、期間内に買戻は許さないという目的のもので定められております。今問題を起してゐるのは、あなたの方の地方の官僚の方は、この目的に沿つたというふうな形で処理されたと思ひます。その通りだと思ひますが、第三者から見ますと、これは非常にめがめた形で処理をしてゐる。決して目的に合つてゐるもので

はない。早川調査官が言うように、マーケット内に二、三名しかいないのは、大半の目的を達したために、引揚者が二、三名しか残っていないのだという表現は事実を知らないものだ。私は、そういう点ではときどき疑惑を持つのです。いわゆる戦時中にできた、たとえば財務部とかあるいは陸運局とか、あるいは地方に中央の出先官庁ができたということに対しては、今になってちょっと疑惑を持たれる。特にあなたの方でも、この改正をなさる場合に、土地とか、そういうものの境界線、あるいは台帳もできていないのですし、あなたの言をかりれば、三年間でそういうものを整備したいと言っておられますが、特に土地などに關しては——この土地もそうでございませう。台帳面積では一千三百六十一坪でございませうが、実績ではかつてみますと、これが一千七百六坪にもふえておられますから、非常にあいまいな境界線を持つておる。こういうふうな土地の境界線が非常にあいまいなような場合、あるいは価格の評価なども非常に微妙な場合、あるいは今申し上げた使用目的の変更のような場合には、私は一年や二年でいちいちいれかわりになる中央の出先機関の役目としては、ちょっと不便ではないか。不便であると同時に、何か先ほどつたない言葉で言ったのですが、官債機構の中に隠してしまうというふうな点も感じられる。こういう点では、行政改革とか、中央の行政権を地方に移譲するといふような問題がいろいろからみ合ってきますけれども、こういうような問題に關して、協議機関だけでなく、地方の機関の担当係官といひますか、担

当課といひますか、こういう者の意見を聞くような要素が今回の法律の中にあります。○正政府委員 たいだいまの御質問は、かねがね私も陳情を受けております秋田市の元第十七連隊の跡地の処分について御指摘をございませう。この点について御指摘をございませうが、そのお話の中で、非常に私の知っておる事実と違つておる点だけ申し上げます。現在ここにあります店舗の数は五十二でございまして、居住世帯は四十八世帯となつておりますが、このうち戦災者、引揚者、復員者、疎開者、すなわちただいま石山委員がおと認められるものが三十二世帯、それから被災者で引揚者でない者が十六世帯というふうな実情になつておることをまず申し上げておきたいと思ひます。それから、その点について価格、あるいは実測坪数等のお話がございませうが、この点は、私も東北財務局長がみずから先般来本件について調査を進めまして、坪数、価格等につきまして問題はなかつたということをまず申し上げておきます。ことに払い下げ価格等につきましては、御承知のように、ここは非常な湿地帯でございまして、くば地になつておりましたので、付近の近傍類似価格というのから整地費を引きまして価格で払い下げをいたしたのであります。この点は、今日から見ましても妥当な価格である点をまず申し上げておきます。最終的な御質問は、今回の調査官——私もこの方では調査官と申し上げておきますが、東北財務局の調査官が参りまして本件を調査した

したのであります。この点について、出先係官の意見を聞く仕組みになつておるかという点でございませうが、私もいたしましては、この処分をいたした秋田の財務部の意見というものは十分これを聴取しまして、御指摘のように、用途の指定をいたしておられますが、それらの点について調査を進めまして、処分者であるところの秋田財務部の見解をも十分聞きました上で、是正すべき点は正しいかと思ひます。今日まで調査をいたした結果は、大体において、先ほど申し上げたように、当初の払い下げの目的に沿つておるものと考えます。ただ一、二すでに所有権を移転しております。この移転を受けられた相手方も戦災者であり引揚者であるのであります。その価格でもしも転売をいたした者が不当な利益を得ておるといふことになりますれば、これはすなわち用途として違反するわけでありませう。その転売価格を追及いたしまして、もし不当な価格があるとするならば、この点について、転売者にその利益を受けしめるべきではない。こういう点についてはいわれる求償、一種の国の方に補償をさせるような措置が十分とられるように契約上はつきりいたしておるわけにございませう。これは、私が先ほど申し上げましたように、目下財務局長みずから調査をいたしておりますが、その調査の結果を待ちまして、もしさうなことがつきりいたしますれば、その点については、相當の処置をしなければならぬと思ひます。○石山委員 私は、地元の問題をひき上げて一般論をやるのはあまり穏やか

でないとは思ひます。ただこの問題は、終了する期限が本年の十二月十三日ですか、期限が切れて、この問題を起している本人にそのまま引き渡されるという点でございませうが、私は、こういう点をよく見て御調査を願ひたい。たとえば、団体の名前にいいて、国有財産をある目的をもって払い下げた。これはこの引揚者の事例で、目的をもつて払い下げた。しかしそれがいつの間にか解散をした。そのいつの間にかの解散は、法的根拠の名前の間にかつたら大へんですけれども、しかしそれは表面上でありまして、内部から見たら、相當の異議の申し立てとか、あるいは知らないうちに解散決議がなされてしまつた。そうしてそれが架空に近い法人に乗り渡されたような格好、法人から同一人が、今度は代表者が個人にこれを委譲の形式をとる。こういうからくりはよく世間で行われていた例で、あえて珍しくないといへば珍しくないかもしれせんけれども、国有財産の場合にそういうことが行われるとするならば、そうして目的が戦災者という痛ましい経歴を持ち、そのことによつて生活の資にすけたからくりであるとするならば、社会道徳上許されない問題だと思ひわけにございませう。期限も近づいてきておるので、精力的にこの問題を私は調査をしていただきたい。局長はここにおられて、自信満々と、いかにも見てきたようなことを言われますけれども、だから私はいかぬというんだ。何もきのうきよう早川さんが行かれて、一日か二日で調査をなされて、それが真実

なものであるとお考へになるところに——部下の誠実を信じているといへばそれまででありませうけれども、人間生活というものは、そんな机上プランでいくものではない。特に私は、いつか切り抜きを見せてもいいが、地方の新聞、秋田版は、この人の行為に対してあまりいい評判の記事を書いておらぬわけなんです。そういう人の行なつた事実というものは、表面だけなで、一日か二日の調査で、はい完全でございまして、係官のやつたことは間違ひございませうと言おうとするならば、私ははなはだ穏やかでないと思ふ。あなたはやはり世情にうといです。ですから私は申し上げますけれども、今もやつておられると聞いておりますけれども、もう一べん、国有財産の法律が出た手始めに、一つあなたの誠実さを語るために、私はやつていただきたいと思ひます。それからもう一つ、私は本来大蔵委員でないのですから、つけたりになるかもしれせんけれども、地方財務部の問題として、私は先ほどの地方に委譲の問題等ともからみ合してお考へ願ひたい点は、たとえば、この財務部は非常に便利なものになつてゐるけれども、小さい町村には非常に不便であるという傾向がある。これは確かに便利で、地方の経済界に与える指針といふものも高く評価しております。私、労働金庫なんか作る時には、大へん率先してやつてもらつたという経緯もありませんけれども、ただしそれだけではなくして、あぐらをかいてゐるという点を、私はもう少し考へてもらいたいものだ。また町村の場合は、あ

そこできめていただいて、もう一ぺん
仙台へ行かなければならぬというふう
なやり方、これでは、そうでなくても
地方の赤字財政云々といっているもの
は困るじゃないか、こういう点は、一
つ財務部のあり方として、あるいは国
有財産の評価の問題等とからみ合せま
して、もう一ぺん再検討をする、ある
いは機構の改革を行うような段階にき
ていっているのか。皆さんはよく戦
後十年云々というような言葉を使いま
すけれども、やはり地財のあり方、陸
運のあり方等もこの場合考えてもいい
問題ではないか、以上であります。

○正示政府委員 それでは、ただいま
の御質問にお答え申し上げますが、期
限は三十三年の二月十二日ということ
になっております。

それから先ほど早川監査官の調査と
いうことをお話しになりましたが、私
自身は、実は秋田に参りたいのであり
ますが、不幸にしてただいま国会開会
中で、お許しを得られませんか。東北
の財務局長がみずから調査に当ってお
ります。そこで処理の方向を申し上げま
すと、幸い秋田の市長と多少関連が
ございます。御承知のように、道路は市
の方に寄付をいたしております。そこ
で、市長を中心にいたしまして、財務
部、それから関係者、これに一種の連
絡協議的なものを作っていたきま
して、各方面の意見を持ち寄りまして
適正な措置を講じたい、かように考え
ております。その結論等につきまして
は、またあとで御連絡申し上げますこ
とにいたします。

なお財務部の権限、あるいはあり方
等についての御意見であります。こ
れは、管財局だけの関係ではございま

せんので、いろいろ関係するところは
広うございしますが御所見の点は、十分
それぞれの向きにお伝えをいたしたい
と思ひます。

○石村委員 関連。ただいま石山君の
質問の秋田県の払い下げ問題ですが、
ここにある陳情書を見ますと、期間内
売買譲渡を許さない、こう書いてある
のですが、先ほどの局長の御答弁によ
りますと、転売を受けておる者があ
る、ただその価格が不当な利益を受け
ておる場合には、それを国庫に返して
もらうということですが、そうする
と、この陳情書にある期間内の売買譲
渡を許さないという条件は間違ひなん
ですか、最初からもう転売を認めて
おったわけなんですか。

○正示政府委員 お答えを申し上げます
が、ちよつと専門的になりますが、こ
の用途指定ですが、これは、すでに石
村委員御承知のように、昔はあらゆる
売り払いに用途指定をつけたのでござ
います。本件は、先ほど申し上げまし
たように、近傍類似の価格から土地の
特殊性に基づきます整地費を引いてお
るわけでございます。従いまして、
これは用途指定をつけるべきかどうか
か、今日になっては非常に疑問でござ
います。この契約上用途指定がついて
おったわけでございます。今日でござ
いますと、私も、最近のこういう
一般条件による売り払いには、用途指
定はつけておりません。これは、ど
な様にお売りするのにもこの価格で
ございしますから、しいて用途指定をつ
けるべき性質のものではないのであり
ます。それを、どういうわけか、従来

あらゆる契約に用途指定をつけてお
つた。この点を第一に申し上げておきま
す。しかしながら、事実用途指定がつい
ておつたのでございしますから、今の御
疑問のように、十年間は転売を認めな
いという契約に反するのではないかと、
形式的にはまさに仰せの通りでありま
す。しかしながら、十年間たちました
場合にどうなつたかと申しますと、こ
れにお住まいの戦災者、引揚者の方々
に所有権をお移しするという建前で
やって参つたのであります。従いまし
て、先ほど石山委員から御指摘のよう
に、だんだんとマーケットの中に戦災
者、引揚者という方々が入りこみ
願ひまして、それに一定の価格で、一
種の月賦といひますか、年賦といひま
すかの販売式にやられておつたわけ
であります。それが、たまたま中に御
勉勵になつた方がございまして、もう
いつそのこと早く売ってくれというこ
とで、売り払いをお求めになつたわけ
であります。それが当初の売り払い
の趣旨に沿うておるわけでございます
と、十年間の期限がくるまでもなく、
その本来の姿に戻つた、こういう考え
方に立ちまして、この措置は一種の是
認をすべき措置ではないか。従つて、
いわば当初売り払いをいたした官
側の承認を得るならば、認めてよろし
い措置ではないか、こう判断をいたし
ておるわけでありまして。しかしなが
ら、それを全部すでに追認をしたとい
うわけではございませんので、先ほどお
答へいたしましたように、私の考え
は、東北財務局長がみずから調査をい
たしてありますが、現地にございまし
て、秋田市長を中心にいたしまして、
財務部、これに売り払いを受けた方並

びにその売り払いを受けた方から土
地、建物を借りておられる方々、こ
ういう方々を一室のうちに集まりを願
ひまして協議をしました上で、最後の
な決定をしたと思ひます。ただその
場合におきましても、現に引揚者や戦
災者の方にお譲りをいたした分まで契
約を解除するといふような考え方をと
ることなく、その状態は一応そのま
まにしておくことにいたしまして、ただ
転売をした者が不当な利益を得てお
るということでございます。これは国
有財産売り払いの用途指定の趣旨に反
しますから、その不当な利益につきま
しては国に納めていただくような道を
講じたい、こういう考え方を御答へ
いたしたような次第であります。

○石村委員 そうすると、売り払い価
格は普通の競売等による価格と同様で
あるということである。従つて用途指
定をつけたのは間違ひであつた、だか
ら勝手に売つたつてかまわないのだ、
こういうお考えなんですか。価格は二
十七万二千九百二十二円、宅地は一
千七百五坪。この価格は一坪どのよう
になるか、計算してみないとわかりま
せんが、千で割れば二百七十円何ぼ、
そんな非常に安い価格で、秋田市のど
うも目抜きに近い土地のように私は思
うのですが、それが競売価格と同様な
価格なんですか。

○正示政府委員 これまた先ほど九州
についてお答え申し上げましたよう
に、この契約をいたしたのは昭和
二十二年の十二月十三日であるとい
うことをまず第一にお答えを申し上げま
す。当時のこの辺の地価全般を調査い
たしますと、最高地でも坪当たり三
百五十円くらいでございます。ここ

は、先ほどお答えを申し上げましたよ
うに、くぼ地になつておりました、一
種の水たまりでございます。これに對
しまして、先ほどお話しのように、戦
災者、引揚者が一致協力をいたしまし
て、この湿地を埋め立て、一種の盛り
土をいたしまして、ここにマーケット
を作り上げたのであります。しかも第
三國人等が占拠しておりましたもの
を立ちのかせるというようなことをい
したわけでありまして。それらの必要経
費を差し引きまして、単価百六十円を
をいたしておりました。この土地が今日
どういふ地価になつておるかと思しま
す、大体この辺は三万二、三千円か
四万五千円くらいの地価になつてお
ります。これは、昭和二十二年当時と今
日の地価の急激なる騰貴の状況をむし
ろ物語つておるのであります。そこで
その単価は、當時いわゆる引揚者、戦
災者であるがゆゑに特に割引をいたし
た価格ではない、一般価格であるとい
うことを申し上げたのであります。し
かしながら、用途指定は間違ひであ
つたかと申しますと、當時はそういう
やり方でございまして、あらゆる売り
払いに用途指定をつけるのが當時のや
り方であつた。しかし今日では、さ
うなことはむしろやるべきではないの
で、用途指定といふものは特別の条
件、すなわち一般価格に何割か減額し
て売り払いというふうなときに付する
のが今日のやり方であるといふことを
申し上げたのであります。従つて、当
時としては一応用途指定がついてお
りますので、その指定に對しまして著
しい違反は、われわれとしてはこれはど
こまでも認められない。ただ当初の売

り払いの趣旨を著しく逸脱しない程度のものでございますれば、これは認めていく。ただ不当な利得を国以外のものに帰属させることは認めるべきではございませんから、そういう利得の生じた分については是正措置をはかつていきたい。それらの措置は、先ほど申し上げましたように、市長を中心にする現地における協議会的なものによって処理をさせたい、かように考えておるということであります。

○石村委員 競売と同じ価格というのは、やはり問題があると思うのです。実際競売したときの価格なら、それは競売に間違いないのですが、ただ価格がこれくらいのも価格だから競売同様だ、従って用途指定なんか必要ないのだという論理は、少し発展し過ぎておるのではないか、こう思うのです。事実上競売したのならその通りだと思ふのです。ただ価格をきめて、その価格が当時の価格、他の価格とあまり高くない、安くないというようなことで競売同様だ、こういう考え方は私どうかと思うのですが、それとこういう任意団体に払い下げをする場合には、これは任意団体ですから、実際は払い下げを受けた名義人に払い下げることと同様なことになるのではないかと思うのですが、その辺の扱いはどうなっておるのですか。

○正示政府委員 先ほど私の言葉が足りなかったかと思いますが、実は、この辺にはこういう湿地帯でない、通常の宅地になるべき土地がありまして、それを競売にいたしておるのであります。現実に競売した価格がありまして、その価格を基礎にいたしまして、今の整地費を差し引きました価格が百

六十円、こういうことで、競売同様の価格という言葉を使わしていただいたのでございます。

それからたゞいとお話のように、一種の任意団体でございましたので、代表者を契約の当事者と定めておるわけでありました。従つて、このやり方は、一般的なやり方というよりは、いわば、一つの特異な形態でございましたが、大体において、それが先ほど申し上げたように、第三国人の占拠しておりましたような土地を引揚者、戦災者の方等一致いたしまして整地をいたし、マーケットを整備した、当初払い下げの目的に大体沿うてきておる。ただその後一部転売等があったので、それらの事案につきましては、現地における協議会的なものの活用によりまして処理をはかつていきたい、かように考えておるといふ点をつけ加えてお答えを申し上げます。

○山本委員長 午前はこの程度にとどめまして、午後は一時半から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

〔休憩後は開会するに至らなかつた〕